資料3-3

科学技術・学術審議会 測地学分科会(第45回) 地震火山観測研究計画部会(第45回)合同会議 R4.2.16

災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画(第2次)に関する 外部評価委員会 設置要綱

> 令和3年12月6日 文部科学省研究開発局

1. 評価の趣旨

「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画(第2次)」(以下「現行計画」という。)は、科学技術・学術審議会において平成31年1月に建議され、平成31年度(令和元年度)からの5か年計画として実施されている。

科学技術・学術審議会測地学分科会では、次期計画の策定に向けて、現行計画の実施状況、成果 及び今後の課題について自己評価を実施し、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画 (第2次)の実施状況等のレビュー報告書」(以下「レビュー報告書」という。)を取りまとめる ための調査審議を進めている。

評価においては、レビュー報告書を踏まえ、現行計画の関係者ではない外部の有識者による評価 (第三者評価)を行うとともに、今後の計画の在り方に関する意見・提言を取りまとめる。

2. 評価の対象

「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画(第2次)」

3. 評価の実施体制

- (1) 第三者評価を行う観点から、研究開発局長の私的諮問機関として、外部有識者で構成する 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画(第2次)に関する外部評価委員会」 (以下「外部評価委員会」という。)を新たに設置して評価を実施する。
- (2) 外部評価委員会に主査を置き、研究開発局長が指名する外部有識者がこれに当たる。
- (3) 主査は、外部評価委員会の事務を掌理する。
- (4) 評価にあたっては、科学技術・学術審議会測地学分科会が取りまとめる現行計画のレビュー報告書及び現行計画を推進する各機関から提出された追加資料等を活用する。
- (5) 評価の過程においては、測地学分科会長(同分科会地震火山観測研究計画部会長を兼任)等 の現行計画関係者との意見交換の機会を確保する。
- (6) 評価に当たっては、必要に応じ外部評価委員会委員以外の者の協力を得ることができる。
- (7) 外部評価委員会は原則として非公開とし、議事録及び会議資料についても非公開(情報公開請求を除く。)とする。

4. 評価の観点

「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針(平成14年6月20日)」(最終改定 平成29年4月1日)の評価の基本的考え方に基づいて評価を実施する。特に以下の観点に留意して評価を行う。

「必要性」…科学的・技術的意義、社会的・経済的意義、国費を用いた研究開発としての妥当 性等

「有効性」…人材の養成、直接・間接の成果・効果やその他の波及効果の内容等

「効率性」…計画・実施体制の妥当性等

5. 評価結果の取扱い

外部評価委員会の評価結果は、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画(第2次)に関する外部評価報告書」として取りまとめ、科学技術・学術審議会測地学分科会で検討される 次期計画に適切に反映させる。

なお、同報告書の取りまとめ経過や評価結果等は、文部科学省のホームページ等を活用して広 く公表することとする。

6. 実施期間

令和4年4月から同年7月頃まで 全3回程度開催

7. 庶務

外部評価委員会の庶務は、研究開発局地震・防災研究課において処理する。